

出題の意図

大学院等 (社会文化科学教育部) (4月入学) 第(二)期募集
課程等 (法政・紛争解決学専攻 法・公共政策実践コース)
専攻 (刑法) 検査科目等 (専門科目筆記試験)

試験種別 (外国人留学生入試)

【問1】

日本における刑法学の基本原則である罪刑法定主義が法律主義、刑罰法規不遡及の原則、類推の禁止、刑罰法規適正の原則という4つの具体的な内容を有することを正確に理解しているかを問う。

【問2】

(1)抽象的危険犯につき、例えば現住建造物等放火罪(108条)や名誉毀損罪(230条1項)などを挙げつつ、不特定多数の生命・身体・財産や人の名誉(社会的評価)を危険にさらす行為がなされた時点で法益危殆化が擬制又は推定される性質の犯罪類型であること、

(2)同意傷害の可罰性につき判例が被害者の承諾だけでなく右承諾を得た動機・目的、傷害の手段・方法、損傷の部位・程度などの諸般の事情に照らし合わせて決すべきとの立場をとっていること、

(3)未遂犯と不能犯の区別につき、例えば客観的危険説、具体的危険説、修正された客観的危険説のうちいかなる立場が適切と考えられるか、

など、犯罪論総論の基本的かつ重要な問題について正確な理解を有しているかを問う。

【問3】

(4)偽装心中において殺人罪や同意殺人罪の成否が問題になるところ、重大な錯誤説と法益関係的錯誤説の対立のうちいずれが適切と考えられるか、

(5)窃盗犯人に対する自力救済が窃盗罪を構成するかにつき、本権説と占有説の基本的対立を踏まえ私見を説得的に説明できるか、

(6)公共危険の内容につき、108条・109条1項物件への延焼の危険と解する限定説と、不特定多数の財産への延焼の危険と解する非限定説(判例)が対立していること

など、犯罪論各論の基本的かつ重要な問題について正確な理解を有しているかを問う。

以上